

# 単価契約書(案)

島根県（以下「買主」という。）と納入者〇〇〇〇（以下「売主」という。）とは、島根県運転免許センターで使用する電気調達に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 契約の件名 | 島根県運転免許センターで使用する電気調達 一式           |
| (2) 供給場所  | 松江市打出町250-1 島根県運転免許センター           |
| (3) 供給期間  | 令和8年(2025年)4月1日から令和9年(2026年)3月31日 |
| (4) 仕様    | 別添 仕様書のとおり                        |
| (5) 契約単価  | 下記単価は、いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む        |

基本料金(常時)		円/kW
電力量料金	夏季	円/kWh
	その他季	円/kWh

- (6) 契約保証金 (A) 免除  
(B) 〇〇〇〇円

（使用電力の計量及び検査）

第2条 計量日は原則として毎月末日24時とし、売主は計量日に電力量計に記録された値により使用電力量を算定し、買主の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 毎月の検針日は、売主が買主に予め通知するものとする。

（電気料金の算定期間）

第3条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとし、当該期間を1月とする。

（電気料金の算定）

第4条 料金は、契約電力に第1条の基本料金(常時)単価を乗じて得た額から、当該月における力率に応じ割引または割増した金額と、第2条で計量した当該月における使用電力量に第1条の電力量料金単価を乗じて得た額から割引額(固有の割引額がある場合)を差し引いた金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額)に電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金を加算した金額とする。

（対価の支払い）

第5条 売主は、第2条に定めた検査終了後、第4条により算定した料金を、1か月毎に買主が指定する場所に請求するものとする。

2 買主は、売主から適法な支払い請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に当該請求額を支払わなければならない。

（使用電力量の増減）

第6条 買主の使用電力量は、買主の都合により使用予定電力量から変動することができる。

（契約電力の決定）

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、買主と売主とが協議の上、契約電力を決定するものとする。

(履行遅滞)

第8条 売主は、正当な理由によらないで、期限までに電気の供給をしない場合は、供給期限の翌日から供給の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る予定電気供給代金に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。）を乗じて計算した遅延賠償金を買主に支払わなければならない。

2 買主は、正当な理由によらないで第5条第2項に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を売主に支払わなければならない。

(契約の解除)

第9条 買主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 売主が、買主の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
  - (2) 売主が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
  - (3) 売主が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - (4) 売主又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
  - (5) 売主がこの契約に違反し、買主が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
  - (7) 売主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 買主は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金等)

**※ 第1条第6号（契約保証金）で（A）を用いる場合**

第10条 売主は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、第1条に規定する契約単価に仕様書で示す予定契約電力及び予定使用電力量等を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を違約金として買主に支払わなければならない。ただし、売主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 買主は、前条の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を売主に請求することができる。

**※ 第1条第6号（契約保証金）で（B）を用いる場合**

第10条 売主は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、第1条に規定する契約単価に仕様書で示す予定契約電力及び予定使用電力量等を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を違約金として買主に支払わなければならない。ただし、売主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 買主は、第1条第6号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 買主は、前条の規定により契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を売主に請求することができる。

(損害賠償)

第11条 売主は、正当な理由によらないで電気供給の業務に関し、買主に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 売主は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(費用負担)

第13条 この契約の締結に要する費用及び電気の調達に関し要する費用は、売主の負担とする。

(秘密の保持)

第14条 買主及び売主は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときはこれを第三者に漏らし又は利用してはならない。この契約終了後においても同様とする。

(その他)

第15条 本契約に定めのない事項については、売主の定める要綱等に従い、買主と売主とが協議してこれを定めるものとする。

(特記事項)

第16条 暴力団排除条項を別紙において定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通を作成し、買主及び売主の両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

買主 松江市殿町8番地1  
島根県  
島根県警察本部長 中村 振一郎

売主

契約に際しては、本契約書(案)を基本とし、電気料金の構成、算定及び支払いの方法等については、落札業者と個別協議のうえ、落札業者の電気契約要綱等に応じて、条文等の詳細を決定することとします。

## 暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 売主は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 売主は、本契約に係る業務の下請又は再委託（売主が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 買主は、売主又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 売主は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、買主に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 売主は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに売主に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 売主は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、買主と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた売主又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、買主は売主に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。